

退職後の任意継続保険ご加入のご案内

退職後は、日を空けずに新しい会社の健康保険に加入する場合を除き、「**協会けんぽの任意継続保険**」、「**国民健康保険**」、「**ご家族の健康保険の被扶養者**」の3つの健康保険から選択して加入することが必要です。下記では、「**協会けんぽの任意継続保険**」についてご案内します。

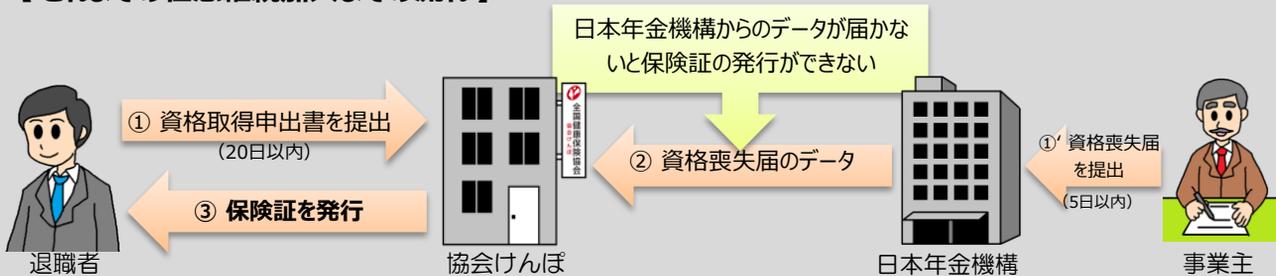
【 任意継続被保険者の概要 】

加入条件	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 退職日までに、健康保険の被保険者期間が、継続して2カ月以上あること ✓ 退職日の翌日(資格喪失日)から20日以内に手続きをすること(必着) (申請書は、お住まいの都道府県にある協会けんぽ支部にご提出ください。)
被保険者期間	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 2年間(ただし、下記の場合は、任意継続被保険者の資格を喪失します。) ・保険料を納付期限までに納付しなかった場合 ・就職して健康保険等の被保険者となった場合 ・被保険者が死亡した場合 ・75歳到達などにより後期高齢者医療制度の被保険者となった場合 <p>※「国民健康保険に加入する」や「ご家族の扶養に入る」などの理由は資格喪失事由に該当しませんのでご注意ください。</p>
保険料	<p>◆ 保険料額 = $\text{退職時の標準報酬月額 (上限30万円)} \times \text{都道府県支部 (住所地)の保険料率}$</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 保険料額の詳細につきましては、協会けんぽのホームページをご覧ください。都道府県支部までお問い合わせください。 ➢ 在職中は、被保険者と事業主が折半で保険料を負担していますが、任意継続保険料は事業主負担がないため、全額が自己負担となります。 ➢ 退職時の標準報酬月額が30万円を超える方の保険料額は、30万円に保険料率を乗じた額となります。 <p>◆ 納付書による保険料の納付期限は毎月10日(10日が土、日、祝日の場合は翌営業日)です。期限までに納付ができない場合、資格を喪失しますので、ご注意ください。</p>

【 任意継続ご加入の手続きの流れ 】

令和元年10月より、退職日の確認ができる証明書類を添付すれば、保険証の発行が可能となりました。

【 これまでの任意継続加入までの流れ 】



【 現在の任意継続加入までの流れ 】



任意継続被保険者資格取得申出書の記入の注意点



記入漏れの場合、申請書をお返しすることがあります。記入漏れのないよう、ご作成をお願いします。

申請書を記入する際には、黒ボールペン等の消えないもので記入してください。誤記入がある場合には、修正液等は使用せず、申請書1ページ目の氏名横に押印した印鑑で訂正印を押印のうえ訂正してください。

健康保険 任意継続被保険者 資格取得 申出書 申出者記入用 **取**

記入方法および添付書類等については、「健康保険 任意継続被保険者 資格取得 申出書 記入の手引き」をご確認ください。
申出書は、楷書で枠内に丁寧に記入ください。 記入見本 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 アイウ

勤務していた時に使用していた被保険者証の発行都道府県	支部	生年月日	年 月 日
記号 2 1 7 0 0 0 2 3	番号 2 1	<input type="checkbox"/> 昭和 <input checked="" type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 令和	0 1 0 5 1 0
氏名・印 協会 太郎	性別 <input checked="" type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	資格取得年月日 平成 26年 6月 1日	
住所 〒 240 - 〇〇〇〇 神奈川県 横浜市 〇〇区 電話番号 (日中の連絡先) TEL 045 (× × ×) × × × ×	〇〇町 1 - 1	事業所名称 〇〇株式会社	
勤務していた事業所の名称 〇〇株式会社	所在地 神奈川県横浜市〇〇区△-△	資格喪失年月日 (退職日の翌日) 令和 年 月 日	
保険料の納付方法 1. 口座振替 (毎月納付のみ) 2. 毎月納付 3. 6か月前納 4. 12か月前納	「口座振替」を希望される方は、別途「口座振替依頼書」の提出が必要です。		

健康保険 被扶養者届【資格取得時】

氏名	生年月日	性別	続柄	職業	年間収入	同居別居の別
協会 花子	22年10月22日	<input checked="" type="checkbox"/> 女	妻	主婦	0 万円	<input checked="" type="checkbox"/> 同居 (国内在住) <input type="checkbox"/> 別居 (国内在住) <input type="checkbox"/> 別居 (海外在住)
協会 次郎	22年5月1日	<input checked="" type="checkbox"/> 男	子	小学3年生	0 万円	<input checked="" type="checkbox"/> 同居 (国内在住) <input type="checkbox"/> 別居 (国内在住) <input type="checkbox"/> 別居 (海外在住)

被保険者のマイナンバー記載欄
(被保険者証の記号番号を記入した場合は記入不要です) マイナンバーを記入した場合は、必ず本人確認書類を添付してください。

社会保険労務士の提出代行者名記載欄

2 0 0 1 1 0



記号番号は退職前の保険証に記載されていたものです。

資格喪失年月日は退職日の翌日です。

記入漏れの多い箇所です。

被扶養者のマイナンバーの記入は必須です。
(番号を確認する書類と身元を確認する書類の添付は必要ありません。)

資格喪失日から20日以内の提出が必要です。

被保険者のマイナンバー記載欄につきましては、保険証の記号番号をご記入いただければ、マイナンバーの記入は不要です。



被保険者のマイナンバーをご記入いただいた場合は、番号を確認する書類と身元を確認する書類の添付が必要です。(被扶養者は不要です。) これらの書類の添付がされていない場合は、申請書をお返しすることとなりますので、ご注意ください。

- ✓ 扶養家族の方の添付書類はついていますか？
- 収入や続柄を確認するための添付書類が必要となっています。(詳しくは右ページ「扶養家族の方がいる場合の添付書類」をご覧ください。)

任意継続資格取得申出時の添付書類のご案内

被保険者の添付書類

令和元年10月より、退職日の確認ができる証明書類を添付すれば、従来と異なる手続きでの保険証の発行が可能となりました。（詳しくは表面【任意継続ご加入の手続きの流れ】をご覧ください。）

●退職日の確認ができる証明書類の例●

雇用保険被保険者
離職票の写し

または

事業主が証明した
退職証明書の写し

または

資格喪失届の写し

※ 退職日の確認ができる証明書類の添付がなくても、加入の申し込みは可能ですが、その際は従来の手続き（日本年金機構からの資格喪失届のデータを待ってから保険証を発行）となりますので、保険証の発行にお時間がかかる場合がございます。

扶養家族の方がいる場合の添付書類

健康保険の扶養家族になるには、法律等で定められている一定の条件を満たすことが必要です。扶養家族の条件を満たしていることを、以下の証明書類で確認いたしますので、申請書と併せてご提出をお願いいたします。

	在職時より引き続き扶養家族となる場合	新たに扶養家族となる場合
被保険者（本人）と同居している	① 収入を証明する書類 所得証明書、非課税証明書 など	① 身分関係（続柄）を証明する書類 戸籍謄（抄）本または続柄の記載された世帯全員の住民票 ② 収入を証明する書類 所得証明書、非課税証明書 など ③ 同居していることを証明する書類 世帯全員が記載されている住民票
被保険者（本人）と別居している	① 収入を証明する書類 所得証明書、非課税証明書 など ② 仕送り額の確認できる書類 振込の場合：預金通帳等の写し 送金の場合：現金書留の控え（写し）	① 身分関係（続柄）を証明する書類 戸籍謄（抄）本 ② 収入を証明する書類 所得証明書、非課税証明書 など ③ 仕送り額の確認できる書類 振込の場合：預金通帳等の写し 送金の場合：現金書留の控え（写し）

（注）保険証の窓口での即時交付は行っておりません。郵便にて送付いたします。



本記入の手引きは、法改正や書式変更があった際は随時更新されます。最新版の記入の手引きは左の二次元コードの読み取り、もしくは支部ホームページをご確認ください。

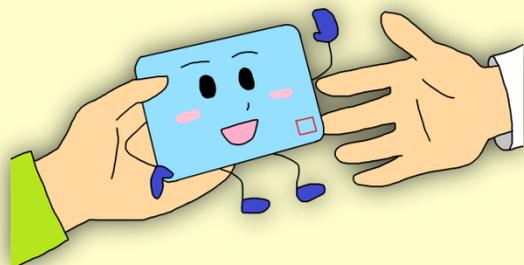
事業主様
健康保険事務
ご担当者様

退職等で資格喪失される方の

保険証の回収をお願いします

協会けんぽに加入している従業員が退職したときや、
そのご家族が就職・結婚等で扶養から外れたときは、健康
保険の資格喪失となるため、保険証を返却いただく必要
があります。

しかしながら、保険証の返却が遅れ、無効となった保
険証を使用され、医療機関を受診するケース、いわゆる
無資格受診が多く見受けられ、ここ数年増加傾向にあり
ます。

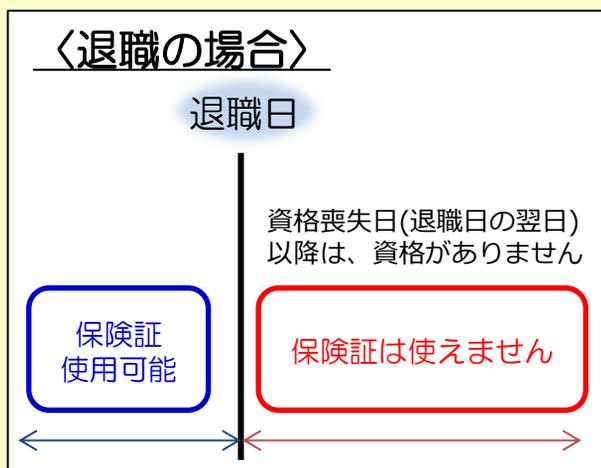


医療費（保険負担分）は、事業主や被保険者の皆様が負担されている保険料と国からの補助金でまかなわれています。資格喪失後に無資格受診することで、本来協会けんぽが負担する必要のない医療費が発生することから、事業主や加入者の皆様が負担する保険料にも影響します。

加入者の皆様が保険証を使用できるのは、
従業員である方の**退職日まで**です。
ご家族の皆様が保険証を使用できるのは、
扶養でなくなった日の前日までです。

事業主様におかれましては、従業員が退職される
ときは必ず保険証を回収いただき、「資格喪失
届」とともに日本年金機構へ提出願います。
また、ご家族が扶養でなくなったときも、必ず保
険証を回収いただき、「被扶養者異動届」ととも
に日本年金機構へ提出願います。

資格喪失後に保険医療機関等を受診される場合は、
新たな加入先（国民健康保険等）の保険証を使用
されるよう、従業員の方々へ周知願います。



照会先 **全国健康保険協会 神奈川支部**
045-339-5533 (代表)

〒240-8515
横浜市保土ヶ谷区神戸町134
横浜ビジネスパークイーストタワー2階

協会けんぽ

